非管理版

許可番号第０５１２００００９４９１号

産業廃棄物処分業許可証

優良

住　所　札幌市中央区北４条西４丁目１番地
氏　名　株式会社鈴木商会
　　代表取締役　駒谷　僚

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第６項の許可を受けた者であることを証します。

札幌市長　　秋　元　克　広

許 可 の 年 月 日　　令和　７年　７月１２日
許可の有効年月日　　令和１４年　７月１１日

１　事業の範囲（一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
⑴　圧縮
　ア　廃プラスチック類
　イ　金属くず
　ウ　ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
⑵　選別（廃ＯＡ機器及びそれに類する機器、看板類、オフィスから排出される事務用品類並びに廃トナーに限る。）
　ア　廃プラスチック類
　イ　金属くず
　ウ　ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
⑶　選別（廃乾電池及び廃小型充電式電池に限る。）
　ア　汚泥
　イ　廃プラスチック類
　ウ　金属くず
⑷　破砕
　ア　廃プラスチック類
ただし、⑴、⑵及び⑷については、石綿含有産業廃棄物であるもの、水銀使用製品産業廃棄物であるもの及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。⑶については、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。

２　事業の用に供する施設

種　類	設　置　場　所	設置年月日	処理能力
⑴ 圧縮	西区発寒15条13丁目1020番地183、184	平成8年7月12日	160 t/日
⑵ 選別	西区発寒15条13丁目1020番地182	平成13年11月22日	5.8 t/日
⑶ 選別	西区発寒15条13丁目1020番地182	令和6年6月5日	0.42 t/日
⑷ 破砕	西区発寒15条13丁目1020番地182	平成23年6月30日	1.375 t/日

３　許可の条件
　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

４　許可の更新又は変更の状況
　平成　８年　７月１２日　　新規許可
　平成１３年　７月１２日　　更新許可
　平成１３年１１月２２日　　変更許可（上記１⑵の追加）
　平成１８年　７月１２日　　更新許可
　平成２３年　７月１２日　　更新許可（優良認定）
　平成２５年　４月１１日　　変更許可（上記１⑷の追加）

非管理版

平成３０年	７月１２日	更新許可（優良認定）
令和 元年	１０月 ４日	変更届（上記２(2)の選別施設の一部廃止（東区東苗穂２条１丁目５番１号））
令和 ６年	６月 ５日	変更許可（上記１(3)の追加）
令和 ７年	７月１２日	更新許可（優良認定）
令和 ８年	６月１２日	変更届（上記２(2)の選別施設の一部廃止（西区発寒16条13丁目1020番258））

5　規則第１０条の４第７項の規定による許可証の提出の有無　　無

書換交付

令和　８年６月29日

事由	選別施設の一部廃止

※　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。